

主要府道下鴨静原大原線の違法放置等物件について、道路法第44条の3第1項の規定に基づき除去し、同条第2項の規定に基づき保管しましたので、同条第3項の規定に基づき公告します。

令和6年8月19日

京都市長 松井孝治

1 保管した違法放置等物件の名称、形状、数量等

名称又は種類	形状	数量
のぼり（基礎、支柱を含む）	のぼり 幅約50cm、高さ約170cm (基礎 約35cm×約35cm×約20cm)	4基

2 保管した違法放置等物件の放置されていた場所

京都市左京区静市市原町139番地先

3 保管した違法放置等物件を除去した日時

令和6年8月14日 午後1時50分

4 違法放置等物件の保管を始めた日時

令和6年8月14日 午後2時20分

5 違法放置等物件の保管の場所

左京土木みどり事務所

京都市左京区高野竹屋町4番地

6 保管した違法放置等物件の返還手続

返還を受ける者の氏名、住所を証する書面の提示及び、受領書と引換えに返還する。

7 連絡先

左京土木みどり事務所

075-791-9134

(左京土木みどり事務所)